

市税などの納め忘れはありませんか？

11月は滞納整理強化月間です

- 納税(納付)が困難な場合は、放置せず・早めに相談を！

災害や盗難、納税者本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情や多重債務などにより、市税などの一括納付が困難な場合は、放置せず、早めにご相談ください。

まずは相談を！

- 事前に、電話で相談を希望する日時をお知らせください。
- 直近3か月分の収入と支出を整理してください。
- 納税(納付)の計画を立ててください。

納付相談の問い合わせ先

科 目	担 当 課	電 話 番 号
市税(国保税含む)	税務課	44-3111
後期高齢者医療保険料	市民課保険サービス係	44-3191
介護保険料	市民課介護保険係	44-3152
幼稚園・保育所保育料	すこやか子ども課	44-3157
水道料金	水道課	23-9214
下水道使用料、受益者負担金(分担金)	下水道課	23-9219

▶市税の納付場所

市内の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア※、市役所、浅羽支所

▶市税の納付方法

納付書による直接納付、口座振替、クレジット収納(クレジットカード)※

※納期限が過ぎたものおよび後期高齢者医療保険料、介護保険料、受益者負担金(分担金)は、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードでの納付ができません。

12月は、県下一斉滞納整理強化月間です。県・市・静岡地方税滞納整理機構が連携して滞納整理に取り組みます。

- 納付・相談がない場合は、滞納処分(差押)も！

納付する能力があるにも関わらず納付しない場合には、法律に基づき滞納処分(差押)を実施します。滞納処分は、滞納者の意思に関わらず行う強制処分です。滞納処分を受けると、経済的な不利益を受けたり社会的信用を失つたりすることにもなりかねません。

やむを得ない事情があつて納付できない場合でも、市への相談を行わないまま放置すると滞納処分が行われます。

- 差押の対象となる財産

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料、受益者負担金(分担金)、保育所保育料などが未納の場合、滞納処分の対象になります。差押の対象は、預貯金・給与・生命保険・動産(電化製品・車両・貴金属など)・不動産(土地・家屋)などです。事業者の場合は、売掛金や貸付金なども対象となります。

私たちの暮らしに欠かせない事業を使われています。市では、平成28年度に「第2次市税等収納対策アクションプラン」を策定し、市税などの滞納額の縮減に取り組んでいます。
 (問)税務課収納対策室 TEL44-3111

○休日・夜間でも窓口でご納付いただけます

△平日の日中に納付が困難な方のため、市税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上・下水道料金のお支払い窓口を開設しています。

	休日窓口	夜間窓口
開設日時	毎週日曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～正午	毎週水曜日(祝日、年末年始を除く) 午後5時15分～7時
開設場所	市役所1階・市民課	市役所1階・市民課
持 ち 物	納付書、督促状	

※休日・夜間窓口では納税相談はできません。

(問)市民課市民サービス係 TEL44-3112